

(平成24年8月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

鹿児島国民年金 事案 800

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 8 月まで

私は、夫の転勤に伴い A 市から B 市に転居した昭和 55 年 4 月から 56 年 8 月まで、毎月集金に来ていた公民館長に、地区の会費と一緒に国民年金保険料を納付していた。公民館長が集金の都度、台帳のようなものに印鑑を押していたことを覚えている。

子どもの養育など経済的に苦しい中、毎月納付してきたのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料について、申立人は、「毎月集金に来ていた公民館長に地区の会費と一緒に納付していた。公民館長は台帳のようなものに印鑑を押していた。」と申し立てているところ、B 市では、「公民館長が国民年金保険料を集金しており、集金は毎月行っていた可能性が高い。」と述べているほか、申立期間当時、申立人と同じ社宅に居住していたとする元住民は、「公民館長が頻繁に戸別訪問をし、地区の会費や市の徴収金とともに、国民年金保険料を徴収していた。」と述べており、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人は、国民年金に加入した昭和 48 年 3 月から 60 歳に到達するまでの間、申立期間を除き、国民年金保険料の未納期間が無く、申立期間直前の 55 年 1 月から同年 3 月までの保険料は、申立期間中である同年 12 月に過年度納付していることが B 市の被保険者名簿で確認でき、申立人は未納の解消に努めていることがうかがえることを踏まえると、申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 801

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 60 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 60 年 2 月まで

私は、昭和 58 年 4 月に就職した勤務先が 60 年 3 月に厚生年金保険の適用事業所になるまでは国民年金に加入して国民年金保険料を納付していたが、この期間の加入記録が無い。

厚生年金保険加入時に年金手帳を返納したような記憶があり、国民年金に加入していたと思うので、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 10 月 31 日に A 町（現在は、B 市）に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、同町の国民年金被保険者名簿により、申立人は、C 社を退職した後の同年 12 月以降に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、当該加入手続時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、平成 2 年 4 月 17 日に A 町から D 町（現在は、E 市）に転居していることが戸籍の附票により確認できるところ、A 町が同日付けで作成したと考えられる「国民年金被保険者期間確認書」の「資格取得」欄には「昭 61.12.11」と、「保険料納付」欄には「61 年 12 月から 2 年 4 月まで納付済」と記載されており、一方、申立期間においては国民年金の加入記録及び国民年金保険料の納付記録が見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人、及び申立人と同居していたとするその母親は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に

ついでに記憶が明確でなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月 1 日から 58 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 11 月 1 日から 58 年 9 月 1 日までの間、A 社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、間違いなく申立期間中も A 社の正社員として途切れることなく働いており、また、申立期間の途中となる昭和 57 年 11 月分の厚生年金保険料が控除された当該事業所の給与支給明細書も見つかったので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の途中に当たる「57 年 11 (月分)」と手書きで記載された給与支給明細書を提出し、申立期間について、A 社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張している。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険者資格記録に訂正や取消しが行われた形跡は確認できない上、オンライン記録のとおり、昭和 56 年 11 月 1 日から 57 年 7 月 1 日まで確認できるのみであり、申立期間中に申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の資格記録が欠落したとは考え難い。

また、A 社は、平成 10 年 5 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の元事業主は既に死亡している上、申立人に係る申立期間当時の関係資料を保管しておらず、申立人の勤務実態、厚生年金保

険の加入状況が不明である。

さらに、申立期間中にA社において厚生年金保険の加入記録のある元同僚のうち、連絡の取れた9人中1人は、「私がA社に入社したときには、申立人は既に勤務していた。」と述べているものの、当該同僚を含む9人全員が、「私の厚生年金保険の加入記録は、勤務期間と一致している。」とした上で、残りの8人のうち、申立期間中に被保険者資格を取得した4人は、「私が入社した頃、申立人はいなかったと思う。」などと、申立人が提出した給与支給明細書に記載された昭和57年11月より前の同年10月1日に被保険者資格を喪失した1人は、「申立人は、当時、体調が悪く、私より先に退職したと思う。」と、残りの3人は、「申立人のことは知らない。」などと述べており、申立人が、申立期間当時、当該事業所に勤務していなかったことをうかがわせる証言が多数を占めている。

加えて、申立人は、オンライン記録により、申立期間の始期の昭和57年7月1日に政府管掌健康保険（当時）及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる一方、B町の申立人に係る国民健康保険の加入記録によると、その理由は不明であるものの、申立期間の3か月前の同年4月1日に国民健康保険に加入したことが確認できるところ、仮に、申立人が申立期間においても引き続きA社に勤務し、政府管掌健康保険に加入していた場合には、当該期間の両保険制度の保険料を1年以上の長期間にわたって二重に納付したこととなるにもかかわらず、国民健康保険の資格取得日を政府管掌健康保険の資格喪失日に合わせて訂正した形跡や国民健康保険料の還付記録が見当たらないことを踏まえると、申立人が、申立期間においても引き続き政府管掌健康保険及び厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の途中に当たる「57年11（月分）」と手書きで記載された給与支給明細書を提出し、申立期間について、A社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張しているところ、当該明細書では、厚生年金保険料、健康保険料、雇用保険料が控除されていることが確認できるが、C公共職業安定所発行の申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録では、その離職日（昭和57年6月30日）は、前述の厚生年金保険の被保険者資格喪失日（昭和57年7月1日）と一致していることから、当該事業所が、厚生年金保険及び雇用保険の両方の手続を共に誤ったとは考え難い上、当該事業所は、当該明細書について、昭和57年11月分のものであるか分からないとしており、前述の事情を踏まえると、申立人は、申立期間においてA社に使用されていた者であったとは言えないことから、申立期間は、厚生年金保険の被保険者期間であったものと認めることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月 25 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 36 年 7 月 24 日から同年 8 月 30 日まで

私は、昭和 34 年 4 月 21 日から 36 年 8 月 29 日までの間、A社で継続して勤務（申立事業所に在籍のまま社命によりB社に派遣された、申立期間②直前の期間を含む。）していたにもかかわらず、申立期間①及び②における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、下船している間は、A社で通信等の陸上勤務をしており、申立期間中も正社員として途切れることなく働いていたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚7人のうち、連絡の取れた1人の証言から、申立人が申立期間当時、A社で勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び船員保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格記録がオンライン記録のとおり確認できるのみであり、申立期間①及び②において、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び船員保険被保険者名簿のいずれにも申立人の氏名は無く、整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、A社では、当時の関係資料等を保管していないことなどから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

さらに、申立期間①及び②並びにその前後の期間に係る当該事業所の健康

保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票から、申立人と同様に、厚生年金保険及び船員保険の両方に加入記録がある元同僚が3人確認できるところ、当該3人の厚生年金保険被保険者資格記録は、全員がオンライン記録のおりとなっており、そのうちの2人は、申立人と同じ通信士であり、申立人と同様に、未加入期間が散見された。このうち、連絡の取れた1人は、「申立人のことは知らない。」とした上で、自身の三つの未加入期間について、「いずれの期間もA社で通信士として陸上勤務をしていたが、被保険者期間となっていない。その理由は分からないが、当該事業所で乗船した期間と船員保険の記録は一致している。」と述べていることから、当該事業所では、当時、陸上勤務の期間については、必ずしも厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

なお、申立期間①及び②並びにその前後の期間に係るA社の船員保険被保険者名簿から、通信士として記載されている従業員が、前述の元同僚2人のほかに9人確認できるところ、当該9人全員が厚生年金保険の加入記録を確認できず、船員保険のみである。

また、前述の申立人が氏名を挙げた7人の元同僚のうち、6人のオンライン記録では、申立てに係る事業所の関連会社であるC社の厚生年金保険の加入記録が、A社の加入記録の前後に継続して確認できることから、申立期間①及び②並びにその前後の期間に係るC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月頃から 34 年 2 月頃まで
② 昭和 34 年 9 月頃から 35 年 3 月頃まで
③ 昭和 50 年 3 月頃から同年 11 月頃まで

私は、申立期間①、②及び③について、それぞれA社、B社及びC社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私が各申立期間中にそれぞれの事業所で勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間①及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

また、A社では、同社が加入する健康保険組合に照会したものの、申立人の氏名は確認できず、このほかに当時の関係資料を保管していないことなどから、申立期間①における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

さらに、前述の被保険者名簿に記載されている申立期間当時の元同僚で、連絡の取れた二人から聴取したものの、いずれも申立人の氏名を覚えていないと述べており、申立内容を裏付ける証言を得られない。

申立期間②については、申立人は、姓のみを記憶している元同僚と一緒に写したとするスナップ写真を提出して申し立てているものの、オンライン記

録では、申立人が挙げた所在地にB社という名称の厚生年金保険の適用事業所が見当たらないほか、当該同僚についてもその所在を確認できず、申立内容を裏付ける証言を得られない。

申立期間③については、C社の事業所別被保険者名簿では、申立期間③及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

また、C社は、申立期間③当時の元事業主は既に死亡しており、当時の関係資料を保管していないことなどから、申立期間③における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

さらに、前述の被保険者名簿に記載のあった当時の元同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえるが、申立人の厚生年金保険の加入の有無に関する証言は得られなかった。

加えて、雇用保険の記録では、申立期間①、②及び③に係る申立事業所の加入記録が確認できず、このほか申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。